

◎大気汚染防止法の一部を改正する法

律

(平成二五年六月二二日法律第五八号)

一、提案理由(平成二五年五月二二日・衆議院環境委員会)

○石原国務大臣 たいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置を講じております。

しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうか事前に十分調査されていないため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者において十分な対応がとられないこと等が問題となっております。また、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれております。

大気汚染防止法の一部を改正する法律

このため、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、解体作業等の届け出義務者の変更についてであります。

現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届け出について、届け出義務者を工事の発注者等に変更し、発注者が責任を担うことを位置づけることとしております。

第二に、解体等工事の受注者への調査及び説明の義務づけについてであります。

解体等工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届け出事項等について説明しなければならないこととしております。

第三に、立入検査等の強化についてであります。

都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも、解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができること等と

してあります。

.....(略).....

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成二五年五月二八日)

○吉野正芳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、石綿の飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、石綿の排出等作業を伴う建設工事の実施の届け出義務者を、請負契約によらないでみずから施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等、所要の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る十七日本委員会に付託されました。
委員会におきましては、二十一日石原環境大臣から両案につ

いて提案理由の説明を聴取し、二十四日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院環境委員長報告(平成二五年六月一七日)

○北川イツセイ君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、アスベストの飛散による人の健康に係る被害を防止するため、アスベストが使用されている建築物等の解体等工事の届出義務者を工事施工者から工事の発注者に変更すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、アスベストの飛散防止及び健康被害救済への取組、適用除外規定が残る個別環境法の今後の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、大気汚染防止法の一部を改

正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十五年六月一三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、建築物等の解体等の受注者による事前調査の適正な実施のため、解体等工事の発注者において、調査の費用を適正に負担すること等必要な措置が確実に執られるようにすること。

また、事前調査の結果について信頼が確保されるよう調査機関の登録制度の創設等について検討を行うこと。

二、平成二十二年四月に企業会計において資産除去債務会計基準の適用が開始され、資産除去債務の計上のためアスベスト使用の有無に関する調査が各企業により実施されることとなり、解体等工事の実施にかかわらず調査の進展が期待される状況にあることを踏まえ、それら調査結果が本法による事前調査に活用されるよう配慮すること。

大気汚染防止法の一部を改正する法律

三、建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対策に資するため、民間建築物におけるアスベスト使用実態調査や、地方公共団体におけるアスベスト対策に係る台帳整備が的確かつ早期に行われるよう、予算措置等の支援策を強化すること。

四、アスベスト飛散対策に関する企業の意識の高まりや、アスベスト飛散に対する住民の意識や関心が向上していることを踏まえ、リスクコミュニケーションの増進に向け先進的かつモデル的な取組を進めること。

右決議する。